

平成 29 年度以降の他学部学士入学に係る卒業要件

平成 29 年 1 月 27 日

一橋大学

平成 29 年度以降他学部学士入学制度により学士入学した学生の卒業要件は、下記の通り取り扱う。

記

- ・原則として下記の単位数の学部教育科目のほか、ゼミナール 8 単位の履修が必要となる。
(商学部：58 単位、経済学部：60 単位、法学部：64 単位、社会学部：52 単位)
- ・前回本学に在学していた際、学士入学する学部の専門科目の単位を修得している場合は、単位修得科目の内容及び単位数に応じ、上記の単位数から下記の単位数までの間で卒業要件の単位数を設定する。
(商学部：40 単位、経済学部：40 単位、法学部：40 単位、社会学部：40 単位)
- ・前回本学に在学していた際、学士入学する学部のゼミナールを副ゼミナールとして履修していた場合は、単位修得した副ゼミナールの内容及び単位数に応じ、ゼミナールの卒業要件単位数を 4 単位から 8 単位までの間で設定する。

以上